

日本占領期ジャワにおける「伝統の制度化」

隣組制度とゴトン・ロヨン

こば やし かず お
小 林 和 夫

はじめに
仮説「伝統の制度化」
隣組制度の導入背景
隣組制度の導入過程
隣組制度とゴトン・ロヨンの制度化
結語

はじめに

本論の目的は、ホブズボウムらのいう「創りだされた伝統」^{注1}(以下「伝統」)[Hobsbawm and Ranger 1983]が制度化されていく機序を、日本占領期のジャワにおける隣組制度の導入に焦点をあててあとづけることにある^(注2)。

周知のように、ホブズボウムらは、近代史を理解するためのひとつの視点として「伝統」を提示した。ホブズボウムによれば、近代的概念に埋め込まれた歴史的な連続性は、どんなものであれ、その概念自体、構築され、あるいは「創りだされた」部分、すなわち「伝統」を含んでいる[Hobsbawm 1983, 26]。このホブズボウムの指摘は、「伝統」の考察が、近代「国家」や国家的現象、または近代史における歴史的連続性を分析するための前提としてきわめて重要な課題となりうることを示唆している。

それでは、そもそも「伝統」とはいかなる相貌をもってわれわれの現前にあらわれるのであろうか。ホブズボウムは、「伝統」を3つの重

複する類型から説明し、このうちのひとつを「集団や共同体の社会的結合や帰属意識を確立、または象徴するもの」[Hobsbawm 1983, 9]と定義した。そして、ホブズボウムはこれを「共同体主義的な伝統」とよび、「伝統」の基本的な類型と位置づけたうえで、その性質の探求を課題としてあげている[Hobsbawm 1983, 9]。これに対して、本論では、「共同体主義的な伝統」が、「伝統」の基本的な類型となりえたのは、「伝統」の書き手による「集団や共同体の社会的結合や帰属意識を確立、または象徴するもの」[Hobsbawm 1983, 9]の精妙な制度化と、「伝統」の受け手の了解や受容を基礎とする「伝統」の再生産によるものであると措定する。この「伝統」の書き手による制度化と受け手による再生産の相補性を、ここでは「伝統の制度化の構造」とよんでおきたい。

本論では、上述のような「伝統の制度化の構造」をかたちづくる制度化と再生産という2つの位相のうち、とくに「伝統」が書き手によって精妙に制度化されていく過程に焦点をあてる。そして、本論では、この「伝統の制度化」のひとつの事例として、インドネシアにおけるゴトン・ロヨンという「伝統」が、日本占領期のジャワにおいて軍政当局によって隣組制度の導入というかたちで制度化された過程を論じる。

ここで、本論に係る先行研究を一瞥しておきたい。

周知のように、インドネシアにおいてゴトン・ロヨンは「インドネシア民族」の伝統として頻りに語られてきた。しかし、ゴトン・ロヨンがいかなる意味をもっているのかについては不問に付されてきた [Koentjaraningrat 1961, 2; 石川 1970, 172]。いわば、ゴトン・ロヨンという「伝統」はその意味を詳細に問われることなく言説化されてきたのである^(注3)。このような背景からか、部分的な言及は枚挙にいとまがない一方で、ゴトン・ロヨンの概念化や言説化がいかにしてなされてきたのかを正面から論じた先行研究はそれほど多くはない。それらのなかでも、ゴトン・ロヨンに関する先行研究としては、ゴトン・ロヨンをインドネシア社会のひとつの基層をなす社会慣習ととらえる論点 [Grader 1952, 3-4, 8; Mintz 1965; Karamoy, Dias and Hbsjah 1983, 2] が多くみられる。

このほか、ゴトン・ロヨンに関する研究は、国家に恣意的なかたちでとりこまれてきた経緯の解明や、イデオロギー性の脱構築 [Koentjaraningrat 1961; Weatherbee 1966; Bowen 1986] にも重点が置かれてきたともいえる。一方、梶沢英雄はオランダ植民地末期からスハルト新秩序体制にいたるゴトン・ロヨン言説の誕生と変容の過程を広くあつづけている [梶沢 2004]。

しかし、いずれの研究でも、ゴトン・ロヨンという「伝統」性の諸相を、日本占領期の隣組制度の導入との関連で詳細に議論しているもの^(注4)は管見では皆無に近い。

一方、日本占領期のジャワにおける隣組制度に関しては数多くの研究がある。これらの研究の知見を概括すると以下の2つの論点に大きく

整理することができよう。まず第1に、隣組制度が日本軍政への協力推進のために住民の動員と統制の役割を草の根で担ったとするものである [西嶋・岸 1959, 186-187; Anderson 1961, 45; 1972, 29; Reid 1974, 16; Kanahale 1967, 221; Friend 1988, 101; Frederick 1989, 114-115]。そして、第2には、第1の論点にふれながらも、隣組制度の導入がジャワ社会の変容を促したとみるものである [Benda 1958, 154-155; Anderson 1966, 42; Cribb 1991, 40-41; 倉沢 1992, 242-253; Sato 1994, 72, 74-75; 小座野 1997a, 15-20; 1997b, 44-46; 2001, 74-77; Hering 2002, 332-334]^(注5)。

しかし、上述の先行研究では、どのような構想のもとで軍政当局が隣組・字常会を導入したのか、また、どのような過程を経て隣組・字常会が導入されたのかという点について詳細な論及はなされていない。たしかに、ゴトン・ロヨンという「伝統」が日本占領期のジャワにおける隣組制度をささえるイデオロギー的基盤となっていたことを指摘している研究は決して少なくない。

たとえば、スッターは「日本の隣組制度を模して、ゴトン・ロヨンの精神を基礎とする隣組制度がジャワで導入された」 [Sutter 1959, 188] と述べている。また、西嶋と岸も「ジャワ在来の隣保相互扶助の精神(ゴトン・ロヨン)をとり入れて制度化し、日本式に数戸を単位とする隣組とその連合体の字常会の組織が設けられた」 [西嶋・岸 1959, 136] として、隣組制度がゴトン・ロヨンを制度化するかたちで導入されたことを指摘している。そして、ダームもジャワにおける隣組制度の導入がインドネシアにおける相互扶助の伝統であるゴトン・ロヨン精神を実現するもの」 [Dahm 1969, 264-265] と位置づけ

ている。さらに、倉沢も軍政当局が定めた隣組の活動のひとつである「住民間の互助共済」がジャワの伝統的なゴトン・ロヨンの精神に訴えたもの〔倉沢 1992, 248〕であると論じている。くわえて、サトウは、軍政当局が旧慣制度調査委員会からゴトン・ロヨンが相互扶助を表象する「伝統」であることを報告され、相互扶助の重要性を強調する映画が宣伝部によって制作されたことを指摘している〔Sato 1994, 74〕

しかし、これらの研究でも、ゴトン・ロヨンという「伝統」がどのように鼓吹され、制度化され、最終的に隣組制度の導入に至ったのかについては言及がない。

これに対して、椋沢は日本占領期にゴトン・ロヨンが日本軍政当局にどのように認識されていたのかを全体的に論じている〔椋沢 2004, 6-9〕^{注6)}。椋沢によれば、日本占領期におけるゴトン・ロヨンは、ジャワの隣組制度をささえる伝統的概念として軍政当局によって普及推進されたものであった〔椋沢 2004, 9〕しかし、椋沢の問題関心は、オランダ植民地末期からスカルノ時代にいたるゴトン・ロヨン概念の誕生と変容を全体的に提示することにあるため、ゴトン・ロヨンがどのような過程を経て日本軍政によって「伝統」と位置づけられ、隣組制度の推進に利用されたのかについてはやはり言及がない。

以上から明らかのように、いずれの研究でも、ゴトン・ロヨンが日本占領期に軍政当局によって隣組制度をささえるイデオロギーあるいは「伝統」ととらえられていたことを指摘しているものの、ゴトン・ロヨンという「伝統」がどのような文脈で制度化されていったのかという論点は等閑視されてきたといえる。

後藤が指摘しているように、日本占領期のインドネシア研究は、ジャカルタを中心とするナショナルレベルの政治指導者層の動向に焦点をあてた政治史的考察が多く、日本軍政が地方レベルの一般社会でいかに受容されたかという点については若干の研究があるのみで、今後もっとも考察が深められるべき問題領域である〔後藤 1989, 55〕したがって、日本軍政の施策のなかでジャワの村落社会にもっとも浸透した隣組制度〔小座野 1997a, 16〕の導入過程を明らかにすることは、後藤が指摘しているような先行研究の欠落を補完することになる。

本論では、以上の問題の所在をふまえ、冒頭に述べたように、インドネシアにおける「伝統の制度化」の機序を、日本占領期のジャワにおける隣組制度の導入に焦点をあててあとづけていく。

本論の構成を示す。

第1節では本論の仮説「伝統の制度化」の論理的説明を行なう。第2節では、隣組制度が導入された背景を示す。第3節では、第1回中央参議院の答申で建議された「戦時態勢強化」のひとつの施策として隣保組織の設立が決定されたことを示す。第4節では、ゴトン・ロヨンという「伝統」を制度化する営為、すなわち「ゴトン・ロヨンの制度化」によって、隣組制度がジャワ全土で一律に導入されたことをあとづける。そして、ゴトン・ロヨンがどのように鼓吹されたのかを紙芝居「隣組」の内容分析をとおして論じる。結語では、本論の知見の簡単なまとめと、課題を述べる。

仮説「伝統の制度化」

1. 「伝統」の権力性と了解性

アンソニー・ギデنزがホブズボウムらの議論を展開しながら述べているように、「伝統」は必然的に国家権力と結びつき、為政者の都合のいいように捏造され続けてきた [Giddens 1999, 85-86]。そして、「伝統」は国家権力の統治を正当化するための「さまざまな価値や生活様式の対立に決着をつける手段」 [Giddens 1994, 195] となる。後述するように、日本占領期において、ゴトン・ロヨンは民心把握を基礎とする軍政の施策のひとつであった隣組制度の導入を正当化するために、軍政当局によってジャワあるいはインドネシアの「伝統」としてさかんに鼓吹された。

また、後にスカルノによって鼓吹されたゴトン・ロヨンという「伝統」も、スカルノの「指導される民主主義」体制の正当化のために、まさに「対立に決着をつける手段」 [Giddens 1994, 195]、または「政治スローガン」 [梶沢 2004, 147] として頻繁に用いられた。この意味で、「伝統」とは権力性をまとっているといえよう。

しかし、ここで問題となるのは、受け手としての国民はなぜ権力の恣意性に装飾された「伝統」という創作劇を受容し、再生産していくことができたのかということである。書き手の国家や権力によっていかに巧妙に「伝統」が創作され、また、すでに捏造された「伝統」のあらすじにどのような恣意的な加除や訂正が施されるとしても、受け手がこれを受容し、語り継ぐという再生産の営為がなければ、そもそも「伝統」は成り立たない。鹿島徹がいうように、伝

統とはその可能性の受容・選択という作用が、諸個人によってなされることで成立 = 存立する [鹿島 2003, 18] ものなのである^(注7)。したがって、受け手の受容と選択という作用が介在することを前提とするならば、「伝統」は権力性だけでは存立しえないことになる。

以上の考察を整理してみると、「伝統」の鼓吹や流布は、必然的に次の条件を満たさなければならぬことがわかる。それは、「伝統」が表象する世界と受け手の国民との了解性である。たとえ「伝統」が恒常的に権力の恣意によって創作され、権力性をまとうとしても、「伝統」が表象する主題やあらすじは、権力という書き手の完全に自由な裁量に委ねられているわけではない。なぜなら、権力は「伝統」の創作にあたっては、「伝統」の主題やストーリーがよくできているとする受け手の国民との了解性をあらかじめ想定せざるをえないからである。なによりも、「伝統」の書き手である国家や権力は、受け手が「伝統」を確実に再生産することで「伝統」の命脈が保たれるということを知悉している。つまり「伝統」は書き手に対する受け手の従属関係によってささえられながらも、書き手が志向する権力性と受け手が受容する了解性の相補的なせめぎあいの構造によって存立しているといえる。

2. 「伝統」とコミュニティの親和性

「伝統」が権力性と了解性のせめぎあいによって存立しているとすれば、「伝統」は受け手の了解性を完全に排除するような主題やストーリーから構成されるとは考えにくい。

ホブズボウムによれば、「伝統」とは過去を参照しながら特徴づけられる形式化と儀礼化の過程である [Hobsbawm 1983, 4]。ゆえに、「伝

統」は過去の歴史的な実在と断絶しているのではなく、むしろ、親和性をもつとさえいえる。したがって、「伝統」の主題やストーリーとは、書き手の権力性を伏在させながらも、受け手の誰人もが首肯するような了解性が確保された主題やストーリーとなるはずである。ありていにいえば、「伝統」の主題やストーリーとは受け手にとってよくできたものとなる。

では、了解性を確保するよくできた「伝統」の主題やストーリーとはどのようなものか。少なくとも、そのひとつとは、ふたたびギデنزのことばを借りれば「真理の定式化した観念」[Giddens 1994, 119]、または「真理の響き」[Giddens 1999, 88]のたぐいであるだろう。たしかにギデنزのいう「真理の定式化した観念」や「真理の響き」は、およそ一切の立場や党派性を超えて、普遍性や全体性を希求する力を生み出す[小林 2005a, 45]。この意味で「伝統」とはすぐれて道徳的なものであるといえる。そして「伝統」の主題やストーリーのなかでは、ときとして受け手である国民も、普遍性や全体性を志向し、道徳を体現する主体者として描かれる。それゆえ「真理の定式化した観念」や「真理の響き」をたたえた主題やストーリーは国民の了解性を担保すると想定される。

それでは、すぐれて道徳的な側面を有する「伝統」とは、具体的にはどのような主題やストーリーを構成するのだろうか。

デュルケームがいうように、道徳とは、結合された複数の個人が形成する集団のみが対象となるときに存在するがゆえに、道徳は集団に対する何らかの愛着が始まるところに始まる[Durkheim 1924, 56]。したがって、すぐれて道徳的な「伝統」の主題やストーリーは、個人が

集団に対する愛着を抱かせることのできる世界、つまり、ホブズボウムのいう「共同体主義的な伝統」[Hobsbawm 1983, 9]を表象するものになるはずである。

以上から、デュルケームとホブズボウムにしたがえば、「伝統」が構成する主題やストーリーの多くは、個人が集団や共同体に対して愛着を抱き、集団や共同体の社会的結合や帰属意識が確立され、象徴されるような世界と親和性をもちえることになる。つまり、「伝統」とは、コミュニティ内における個人と個人の結合や個人の帰属という世界と親和的な関係にあるといえる。

3. インドネシアにおける「伝統」 ゴトン・ロヨン

では、インドネシアで、コミュニティ内における個人と個人の結合や個人の帰属という世界と親和的な関係にある「伝統」と位置づけられるものは何であろうか。本論では、インドネシアの「伝統」として、スタルジョ・カルトハディクスモが「インドネシア伝統文化の共通基礎」[Kartohadikhoesmo 1953]と、また、鈴木恒之が「慣習法のエートス」[鈴木 1977, 60]とよぶゴトン・ロヨンに焦点をあてる。

石川が指摘しているように、ゴトン・ロヨンということばは、インドネシアの新聞や雑誌などでも頻繁に用いられてきたが、明確にその意味を規定されてはこなかった。そして、一般の人びとがゴトン・ロヨンということばに漠然と抱いている意味は、地域社会の成員のあいだの協同であった[石川 1970, 172]。したがって、一般的に人びとがゴトン・ロヨンに与えている意味は、地域社会における広義の協同や互酬の社会関係であった考えられる。つまり、ゴト

ン・ロヨンという「伝統」は、インドネシアにおいては地域社会における助け合いというごく日常的な社会的行為のひとつとして位置づけられてきたのである。

この意味で、インドネシアのゴトン・ロヨンという「伝統」は、ホブズボウムのいう「共同体主義的伝統」と通底していることがわかる。では、なぜ、ゴトン・ロヨンは「伝統」として言説化されるにいたったのであろうか。

ベンダは、インドネシア現代史の分析視点として持続要因と変化要因を示した [Benda 1965, 1058]。そして、ベンダは、インドネシアにおける持続要因を「土着的・インドネシア的なもの」とよび、これを組織化することによって、大衆に基盤をもつ運動を指導し、民族の統合をやりとげることが可能であると述べている [Benda 1966, 45-55]。

インドネシアの独立運動を指導したスカルノは、1961年の非同盟諸国会議の演説のなかで「いかなる民族的イデオロギーの基礎的要素も、その民族自体の民族的遺産、過去からの遺産、その人民を団結させその生活のパターンを形成する伝統でなければならないということをわれわれは学んだ」 [Soekarno 1961, 253] と語っている。このスカルノの言説は、上述のベンダの指摘に大きな説得力をもたせている。なぜなら、民族の独立と統合を歴史的に達成したスカルノが、インドネシアの民族的遺産や伝統、つまりインドネシアの歴史の持続要因に注目し、それを民族的イデオロギーにまで昇華させることによってインドネシアの独立を達成したと認識しているからである。

また、スカルノはインドネシアの民族的遺産として「人民主義」(kerakyatan)、「ゴトン・ロ

ヨン」(gotong royong)、「協議」(ムシャワラー = musyawarah)、「全会一致」(ムファカット = mufakat)をあげている。スカルノによれば、これらの民族的遺産が意味しているものとは、それぞれ順に、「根源としての人民」、「共通の目的への集団的努力」、「討論と評議」、「意見の一致」であった [Soekarno 1961, 253]。

しかし、このうちスカルノが「共通の目的への集団的努力」と定位するインドネシアのゴトン・ロヨンは、クンチャラニングラット [Koentjaraningrat 1961], ボーウェン [Bowen 1986], そして、ウェザービー [Weatherbee 1966] らの研究によってすでにその「伝統」性が脱構築されたといえる。

ゴトン・ロヨンの「伝統」性を、はじめて実証的に明らかにしたのがクンチャラニングラットだった。クンチャラニングラットは、中部ジャワの2カ所の農村で行った1958年の調査で、ゴトン・ロヨンとよばれる社会的行為の事例を111例収集し、これを7つに類型化した。クンチャラニングラットの整理に従えば、ゴトン・ロヨンという社会的行為は以下からのような類型からなる。

村内で死者や不幸があったときに行われるもの。

灌漑路やイスラム寺院の建設など、村にとって公的な仕事を行うときに行うもの。

婚礼や割礼など村民の祝宴のときに行われるもの。

先祖の墓地管理のときに行われるもの。

井戸掘りなど、ある村民がその仕事に必要な労働力を求めるときに行われるもの。

農作業、とくに農繁期に行われるもの。

村長や村吏の発意により、村の利益に適用排水溝などの修理や労働提供の際に行われるもの [Koentjaraningrat 1961, 29]

クンチャラニングラットは、上記のように7つに類型化される社会的行為は、およそ世界各地の農村社会で普遍的に存在する互酬関係や集約的労働であり、ジャワやインドネシアに特化したものではないと結論づけている [Koentjaraningrat 1961, 43]。また、19世紀に入り、貨幣経済が浸透するようになると、ジャワでは上記のような行為はすでに金銭の授受によって賄われる例が散見されるようになり、農民たちにとっても互酬的な労働奉仕は生活上ではすでに実際的ではなくなってきたという。たとえば、日本占領期にジャワ軍政監部総務部調査室が実施した東部ジャワのマランにおける農村実態調査でも、女性が戸主の場合は現金を支払うことでゴトン・ロヨンの一形態とみられる夜警が免除されていることが報告されている [寺内 1995, 49]。つまり、ゴトン・ロヨンとは人びとの完全な発意による助け合いの意志というよりは、むしろ、あらかじめ地域社会のなかで制度化された互酬の社会的行為であるとみることができる^(注8)。

また、クンチャラニングラットは、ゴトン・ロヨンというジャワ語の語源もジャワの古代記や年代記をはじめとするジャワの古代文学などの文献中に発見できないばかりか、日常語としても使用されていない農村地域が存在することを指摘した。そして、ゴトン・ロヨンということばが文献上にはじめて登場するのは1920年代のことであり、その執筆者もジャワ人ではなく、とくに東ジャワの農村社会を研究していたオラ

ンダ人の慣習法学者や農学者たちであったとしている [Koentjaraningrat 1974, 56-57]

また、梧沢もゴトン・ロヨンが語彙として各種の辞典にはじめて収録されたのは1900年代初期から1930年代までであると推定し、ゴトン・ロヨンを「相互扶助」とする定義は辞典のなかでは明確ではなかったと述べている [梧沢 2004, 6]^(注9)。さらに、日本占領期にインドネシア語の普及を目的として設立されたインドネシア語委員会 (Komisi Bahasa Indonesia) は、1944年2月に同委員会で承認したインドネシア語の新語リストを発表しているが、このリストのなかにゴトン・ロヨンが掲載されている [*Kan Po* No. 37, 31]。つまり、ゴトン・ロヨンは1900年代以降に形成された比較的新しい語彙だったことがうかがえる。

一方、ポーウェンは、ゴトン・ロヨンが国家のイデオロギーとなる過程に着目し、インドネシアの政治や文化システムを表象するにいたった過程を次の3つの次元から説明した。

ポーウェンによれば「ゴトン・ロヨンは、地方の文化的現実の誤解にもとづいている。そして、それらの誤解から、ゴトン・ロヨンは国家的伝統として構築される。その結果、ゴトン・ロヨンは、地方の領域への介入と地方の労働力の動員の戦略の一部として国家の文化表象に包摂された」 [Bowen 1986, 545]

したがって、上述の先行研究の知見にしたがえば、ゴトン・ロヨンとは連綿と続く歴史を持つ真正の伝統ではなく、明らかにあとから構築された「伝統」であった。また、クンチャラニングラットの111の事例をもとにした7つの類型化や、梧沢がこころみた各種辞典の語義比較からすると、ゴトン・ロヨンはけっして一義

的ではなく多義的な文脈で用いられていたことばであった。

後述するように、ゴトン・ロヨンは日本占領期のジャワにおいては、戦時下の社会統合に適合的な「相互扶助」という価値了解的な社会関係の表象として一義的に意味づけられていった。また、スカルノがゴトン・ロヨンに与えた意味も、「パンチャシラの誕生」で示した「独立インドネシアの国家原理と民族エトス」[土屋1971, 579]を縮約したものから、指導される民主主義体制を正当化するイデオロギーへと変容していった[Weatherbee 1966]。つまり、本来、ゴトン・ロヨンがもっていた多義的な文脈の回路は、ひとつの政治体制や国家体制を正当化するイデオロギーとして収斂していった経緯が看取できる。

オコンナーが指摘しているように、多くの場合、新しい国家的象徴は国家の統一をはかる方法としての共同体という特有の表現に基礎を置いている[O'Connor 1983, 86]^{注10)}。ゴトン・ロヨンという「共同体主義的な伝統」が、新しい国家的象徴を必要とするインドネシア現代史の画期において、国家や権力によってみずからの権力の正当性を潤色することばとしてさかんに鼓吹されてきたのは、このためであると考えられる。

しかし、ゴトン・ロヨンという「伝統」は、日本占領期においても、また、スカルノ時代においても、書き手の権力性を伏在させながらもあくまでも地域社会における人びとの助け合いという互酬の社会関係を表象し続けてきた。

以上から、既述の「伝統」の存立構造と同じように、インドネシアにおける「伝統」であるゴトン・ロヨンも、権力性と了解性がせめぎあ

いながら存立してきたことが確認できよう。

4. 仮説「伝統の制度化」

これまでの「伝統」をめぐる考察から、本論の仮説「伝統の制度化」を示してみよう。既述のように、「伝統」は権力性と了解性のせめぎあいの構造によって存立している。そのため、「伝統」が物語る主題やストーリーは、「伝統」の書き手である国家や権力が意図する権力性を伏在させながらも、受け手の国民の了解性を確保したものとなる。また、「伝統」の語りはコミュニティにおける個人と個人の結合や個人の帰属という価値了解的な世界ととくに親和的な関係にある。インドネシアにおける「伝統」であるゴトン・ロヨンも、まさにコミュニティにおける個人の結合や個人の帰属という価値了解的な世界を描いてきた。

したがって、「伝統」は、国家や権力の意図する権力性と国民の了解性を同時に充足し、かつ、コミュニティにおける個人間の結合や個人の帰属という価値了解的な主題やストーリーを表象することによって不断に再生産されると考えられる。

本論では、このような主題やストーリーによって潤色された「伝統」の再生産の機制が国家や権力によって制度化されることを「伝統の制度化」という仮説として提示する。そして、本論では、「伝統の制度化」のインドネシアの事例として、ゴトン・ロヨンという「伝統」が日本占領期のジャワで隣組制度の導入によって制度化された歴史的営為に焦点をあて、これを「ゴトン・ロヨンの制度化」とよぶことにする。

それでは、上述の日本占領期のジャワにおける「ゴトン・ロヨンの制度化」を、以下第 節～第 節で論じていくことにしよう。

隣組制度の導入背景

1. ジャワ軍政の開始

1941年12月の太平洋戦争開始とともに、日本は東南アジアにも次々と侵攻した。太平洋戦争における日本の東南アジア諸地域の占領と地域支配および住民に対する各般の行政は南方軍政とよばれていた〔岩武 1989, 3〕。この南方軍政の施策の重点は、戦争目的達成に資する治安回復、国防資源の調達、作戦軍の自活確保におかれた〔防衛庁防衛研究所戦史部 1985, 17〕。

インドネシアのジャワ島には、1942年3月1日に上陸作戦が行われた。日本軍は、上陸作戦4日後の3月5日にはオランダ統治時代にバタヴィアと呼ばれたジャカルタに上陸し、3月7日には布告第1号「軍政施行二関スル件」を発令した。同布告によって、日本軍の司令官がジャワにおいて総督として権限を行使することが宣言された。そして、同布告の2日後の3月9日にオランダは無条件降伏し、ジャワにおける日本軍政が開始されることになった。また、ジャワを統括する陸軍第16軍11の初代司令官には今村均が就任した。

布告第1号「軍政施行二関スル件」第3条では「占領地ニ於ケル在来ノ行政諸機関、其職域権限及諸法令ノ規定ハ軍政施行ノ為特ニ障害タラサル限り差当り引続キ有効トス」〔治官報第1号, 1〕と規定し、オランダ領東インド時代の行政制度を一時的に踏襲した。当時、軍政監部に勤務していた三好俊吉郎^{注12}は「ジャワの完全占領には、少なくとも3カ月は要するものと予想されていたのが、わずか9日という短日間に完了したので、軍政要員の後続部隊が到着

せず人員不足のため、軍政の実施は手の施しようもない状態であった」〔三好 1965, 68〕と回想している。したがって、軍政当局がオランダ時代の行政制度を一時的に踏襲した理由としては、占領作戦が予想外に早く終了し、軍政施行のための人員や準備期間が絶対的に不足していたことが指摘できる。その結果、ジャワにおける行政機関の本格的な再編は、後述するように軍政開始から5カ月後の1942年8月に実施されることになったのである。

2. 軍政の本格的再編と末端行政機構の補完

軍政の本格的再編を前にした1942年4月には、陸軍大臣の指定によって日本から元内務大臣・児玉秀雄、元ブラジル駐在大使・林久治郎、そして元拓務次官・北島謙次郎らが政治顧問としてジャワに着任し、軍政に関する助言をおこなった〔今村 1971, 381〕。

そして、1942年8月に布告第27号「地方行政制度ノ改正ニ関スル件」、布告第28号「州規約」「特別州規約」によって軍政機構の本格的な再編が行なわれた〔『治官報』1号, 10-12〕。これらの規約によって、ジャワの地方行政はオランダ時代の制度から州(Syuu)・県(Ken)・市(Si)・市区(Siku)・郡(Gun)・村(Son)・区(Ku)という日本名の行政組織に改称された。各行政組織は、それぞれ州長官・県長・市長・市区長・郡長・村長・区長がこれを統括し、行政組織と組織長の名称も日本語の呼称がそのまま使われた。また、軍政監部が置かれたジャカルタを特別市(Tokubetu Si)^{注13}、オランダ時代の王侯領であったジョグジャカルタとスラカルタ(ソロ)を侯地(Kotji)とし、州と同格とした〔ジャワ新聞社 1944, 53-56〕。

本格的な再編後のジャワ軍政の行政機構の特

徴は、基本的には州長官^(注14)とジャカルタ特別市長^(注15)には日本人が就任したが、そのほかの県・郡・村の行政レベルでは原則として日本人は配置されず、オランダ統治時代の既存の組織をそのまま再編・改称して、官吏もすべてインドネシア人が充当されたことであった〔倉沢 1992, 83-84〕。

上述のような行政機構によってジャワでは政策業務が行われた。しかし、その業務は急激に増加したため、既存の行政機構だけでは処理することが困難となっていった〔小座野 2001, 77〕。つまり、末端の行政機構であった村と区・市区では、業務の円滑化と負荷の軽減をはかる必要に迫られていたのである。隣組制度は、このような状況のなかで、肥大化する末端行政機構の業務を補完するための現実的な政策として導入されたと判断できる。

3. 食糧増産運動のための組織的展開

日本は占領以前からインドネシアを「国際的にも極めて重要な農業物産の供給源」〔満鉄東亜経済調査局 1937, 145〕と認識していた。そして、インドネシアのなかでも、ジャワは南方全域の兵站基地としてだけでなく、東部方面に展開する多数の陸軍部隊への補給源としてとくに重要視されていた〔岩武 1981, 193〕。

しかし、占領から1年が経過した1943年当時のジャワでは、籾の集荷実績が当初の割当量の5割程度にとどまったため、食糧事情の悪化が予期されていた〔ジャワ軍政監部 1944, 22〕。このことを傍証するように、1943年4月26日、同5月5日、同5月15日に開催された軍政監の諮問機関である旧慣制度調査委員会では、スカルノやハッタをはじめとする複数のインドネシア人委員が悪化するジャワの食糧事情について発

言している〔戸田 1995b, 第13～15回〕。また、日本占領期に中部ジャワのパニユマス州のパニユマス県で県長を務めていたガンダスプラタは、日本占領期のあいだでもっとも食料不足が深刻な時には、1933～36年の飢餓を上回り、当地の人口74万人のうち3万2000人^(注16)が飢餓状態にあったと回想している〔Gandasubrata 1953, 11〕。

これに対して軍政当局は、1943年11月に「緊急食糧対策要綱」(以下「要綱」と「緊急食糧対策実施要領」(以下「要領」)を決定し、籾をはじめとする農産物の出荷増産や消費規正に乗り出した〔ジャワ軍政監部 1944, 22〕。そして、「要綱」と「要領」では、いずれも農村における食糧増産運動や消費規正を実施するために、草の根での組織的な啓蒙運動の必要性が強調された。たとえば、「要綱」には、食糧増産を遂行する措置のひとつとして以下のような文言がうたわれている。

農民の増産意欲を興新し協力精神を一段と昂揚せしむることが増産目的達成の根底たることに鑑み、組織的に啓蒙宣伝を展開すること〔ジャワ軍政監部 1944, 23〕

また、「要領」では、食糧の配給に関する方策のひとつとして、以下のような文言がうたわれている。

節米及代用食の奨励並に婚儀、葬祭、誕生祝等に於けるスラムタンの自肅他食生活に於ける戦時体制を強化する啓蒙宣伝を実施し民衆をして食糧の消費節約に協力せしむること〔ジャワ軍政監部 1944, 26〕

これらの文言から、食糧事情の悪化に直面した軍政当局は、農村における食糧増産運動や消費規正の遂行にあたり草の根における組織的な宣伝啓蒙運動を展開する必要があったと推論することができる。このため、組織的な啓蒙宣伝にあたり、軍政当局の指示や指令を末端の地域社会にまで完全に浸透させることができる隣組制度のような草の根の機関の存在が不可欠であったと考えられる。

日本占領期とは1942年3月から1945年8月までの3年5カ月の期間をさすが、隣組制度のジャワ全土への導入は、後述するように軍政開始直後からではなく1944年の1月に実施されている。1944年という時期は、日本の敗戦がほぼ決定的な様相を呈し、南方占領地における治安を維持し、兵站基地としての地位を確保するために、さまざまな政策^(注17)が実施されていた時期であった〔西嶋・岸 1959, 186〕。したがって、隣組制度がジャワに導入された時期とは、軍政当局が総力戦を志向してジャワの民衆に徹底した戦争協力を求める時期と軌を一にしていたといえる。

以上から、隣組制度は、本格的な行政機構の再編後に急激に肥大化する末端政機構の整備にくわえて、悪化する戦局を背景とした総力戦下の社会状況や、逼迫する食糧事情のなかで末端の地域社会の統制と動員の達成のために、「日本の支配強化のための制度的基礎」〔倉沢 1992, 242〕として導入されたものと判断できるのである。

隣組制度の導入過程

1. 隣組制度の段階的導入

隣組制度は1944年1月にジャワ全土で一律に導入されている。しかし、この正式導入以前に、ジャワ各地では段階的に隣組制度が導入されていた経緯がうかがえる。

たとえば、西部ジャワ最大の都市バンドゥン^(注18)では、ジャワのなかではもっとも早い1943年3月9日に隣組の結成が行われていた〔*Asia Raya* 1944/3/9〕^(注19)。規模としては、25戸を1隣組とするもので、結成後1年を経た1944年3月には全市で1379の隣組と33の欧亜混血人（*Belanda Indo*）の隣組が整備されるにいたった。さらには隣組の上部組織として324の分会と4の欧亜混血人の分会が設けられ、これらが当該地域の隣組を統括した。

この隣組の結成にあたり、軍政当局が意図していたのがゴトン・ロヨンの浸透であった。『*アジア・ラヤ*』紙は、バンドゥンにおける隣組制度結成1周年を記念して論説記事を掲載しているが、そのなかには以下のような記述がみられる。

隣組が結成されてから、近隣社会では単に政府の命令を受けるだけでなく、ひとつの目的達成のために住民たちのあいだで、ゴトン・ロヨンと協同の態度が自然とめばえるようになった。このように、ゴトン・ロヨンの精神がバンドゥンのような大都市でも復興したのである。こんにちでは、ゴトン・ロヨンの精神はバンドゥン市のデサからカンブンまで浸透している。ようやくゴトン・ロヨンの態度がみられるよう

になったのである（下線は筆者）[*Asia Raya* 1944/3/9]

『アジア・ラヤ』紙は、日本軍政当局の厳しい言論統制のもとで発行されていた新聞であり、この論説の内容についてはもとよりプロパガンダ性を排除できない。しかし、少なくとも上述の記述からは、バンドゥンにおける隣組制度の結成以降、日本軍政が地域住民にゴトン・ロヨン^(注20)を喚起し、これを鼓吹していたことが推察できると思われる^(注20)。

また、東部ジャワ最大の都市スラバヤでは、防空強化の必要性から、1943年8月末から20世帯をひとつの防火隣組とし、5つの防火隣組でひとつの防火群とする編成が生まれ、全スラバヤ市で6万余の世帯が、3072隣組・612群で市民防火にあっていた [ジャワ新聞社 1944, 212]

日本軍政当局は、スラバヤにおける防火隣組の導入に際して、「隣保相扶の精神を基調とした隣保組織は古来各地で或いは・ロヨンの名において存在してゐた」[ジャワ新聞社 1944, 212] と説明し、隣組制度がジャワにおける自然発生的な制度であることを強調している。つまり、ここでは日本軍政による隣組制度の導入が、けっして強制ではなく、ジャワの社会慣習に合致していることが主張されているのである。

さらに、ペカロンガン州では1943年12月1日に「ペカロンガン州告示第15号・区常会、隣組及隣組常会組織整備要領」(以下、「隣組整備要領」)が公示され [『治官報』第14号 26; *Sinar Baru* 1944/1/21]、正式に隣組制度が導入されている^(注21)。この「隣組整備要領」には、5項目からなる目的のひとつとして「固有ノ隣保共助ノ美風ヲ発揚シ住民ノ道徳的錬成ト精神的団結

ヲ図ルノ基礎組織タラシムコト」[『治官報』第14号, 26] という文言がみられる。

後述するように、ジャワに一律に隣組制度を導入した「隣保組織整備要領」には相互扶助を表象するゴトン・ロヨンというジャワの「伝統」を制度化する意図が強くみられる。しかし、この「ゴトン・ロヨンの制度化」の意図は、ペカロンガン州の「隣組整備要領」のなかに「固有ノ隣保共助ノ美風ヲ発揚シ」という表現となつてすでに胚胎していたことが確認できる^(注22)。

以上みてきたように、ゴトン・ロヨンを表象する「隣保相扶」や「隣保共助」が、ジャワにおける「伝統」として定位されながら、隣組制度がいくつかの地域で段階的に導入されていたことが明らかとなった。ジャワでは隣組制度の全土導入に向けて着々とその準備^(注23)がなされていた [倉沢 1992, 243] といえよう。

2. 第1回中央参議院の答申

軍政監部は、1943年9月5日の治政令第36号「中央参議院令」によってインドネシア人の政治参与を認めるために中央参議院24を開設することを発表した [『治官報』第10号, 8-9] この中央参議院の開設にともなつて、既存の軍政諮問機関である旧慣制度調査委員会は廃止されることになった。

中央参議院の開設は、1943年6月16日に開催された第82回臨時帝国議会で、東條首相がインドネシア地域のインドネシア人の政治参与を約束した声明の具現策であった。しかし、中央参議院の開設は、あくまでも南方防衛の要衝であるジャワの住民協力を著しく盛り上げるために有効な代償として付与されたものであった [西嶋・岸 1959, 353]

したがって、中央参議院の位置づけは「最高

指揮官ニ直隸シ、政務ニ関シ最高指揮官ノ諮問ニ答申シ最高指揮官ニ対シテ建議ス」[『治官報』第10号, 8]とされ、あくまでも軍政の最高諮問機関という性格をもっていた。また、中央参議院は議員と中央参議院事務局〔以下、事務局〕から構成されたが、実質的には日本人官吏で固められた後者に大きな権限があった〔西嶋・岸 1959, 357〕

事務局の運営規定を定めた治監令第6号「中央参議院事務局規定」によれば、その設置の目的は「中央参議院ノ會議ノ準備、議事ノ整備、議事録ノ作成、最高指揮官ニ対スル答申及建議ノ進達其ノ他参議院ニ関スル事項ヲ掌理」[『治官報』第10号, 10] することにあつた。つまり、事務局は中央参議院で討議される議事やその進行を完全に掌握できるようになっていたのである。つまり、中央参議院は自由な議題を討論する議場ではなく、最高指揮官である16軍司令官があらかじめ準備した諮問に対する答申の作成や建議の提出を目的として議論がなされたのである。さらに、諮問の内容も軍政浸透徹底、民度向上、教育及び教化、産業経済、厚生経済、衛生の6項目に限定された〔西嶋・岸 1959, 356〕。つまり、中央参議院とは、タン・マラカがいみじくも指摘しているように、日本軍政によって任命された議員たちが「日本軍から彼らに出された諮問に回答することを『許され』、人民の目を欺くために、建議することが『許された』」〔Malaka 2000, 289-290〕議場に過ぎなかった。

第1回中央参議院は、まず、1943年10月15日に議員申告式〔『ジャワ新聞』1943/10/16〕が、同16日に開院式〔『ジャワ新聞』1943/10/17〕が行なわれた。そして、同18日から最高指揮官の

諮問第1号「現地住民の大東亜戦争協力実践に関する方策如何」をめぐって、第1分科会（防衛援護）、第2分科会（労務）、第3分科会（戦時生活強化）、第4分科会（増産）による討議が開始された〔『ジャワ新聞』1943/11/19〕

第1回中央参議院の各分科会では、上述の諮問に対して、それぞれ「防衛援護強化組織設立」、「労働力供出機関設立」、「戦時態勢強化」、「戦時下生産増強に関する諸方策」という4項目が答申された〔*Kan Po* No.30, 7-10; ジャワ新聞社 1944, 31〕。このうち、第3分科会の答申「戦時態勢強化」のひとつの施策として建議されたのが隣保組織の設立であつた〔*Kan Po* No. 30, 9; Sutter 1959, 187-188〕

隣保組織の設立をうたつた答申の内容は以下のようなものであつた。

相互扶助精神の興隆強化を計り、以て自己一身の利益を追求するが如き精神、並びに自己中心の生活態度を一掃すべく、早急且つ迅速に部落共済会の如き團體^(注25)の新設増強をなすこと〔ジャワ新聞社 1944, 32〕

軍政当局は、悪化する戦況のなかで、民心把握を根本とした軍政の浸透を進める必要に迫られていた。そのため、軍政当局の施策を末端の地域社会まで浸透させるために導入されたのが隣保制度であつた。この隣保組織の導入にあつては、上述の中央参議院の答申にみられるように、のちにゴトン・ロヨンということばによって代替されていく「相互扶助精神」^(注26)を基盤としていることが高くかかげられた。その一方で、個人主義や自由主義は相互扶助精神と対置する「自己一身の利益を追求するが如き精

神」や「自己中心の生活態度」と位置づけられ、相互扶助精神を否定する思想や態度として排撃されることになる。

隣組制度と「ゴトン・ロヨンの制度化」

1. 隣保組織整備要綱

第1回中央参議院の答申からおよそ2カ月半後の1944年1月1日に、ジャワ軍政監は「治政秘第1515号・隣保組織整備二関スル件達〔関係一般〕」によってジャワ全土に隣組制度の導入を発令した。また、同時に隣組制度の具体的な規定が示された「隣保組織整備要綱」も発表された〔『治官報』第14号, 31〕。

「隣保組織整備要綱」は、「目的」「組織」「事業」「経費」「類似組織トノ関係」「監督関係及上級団体トノ関係」「実施範囲」「細部事項」「侯地ニ於ケル取扱」の全9条27から構成されている。ここで注目されるのは隣組組織の導入目的を規定した「目的」第3項が、以下の内容となっていることである。

ジャワ古来ノ隣保相扶の精神（ゴットン・ロヨン）ニ基キ住民ノ互助共済其ノ他ノ地方共同任務ノ遂行ヲ期スルコト〔『治官報』第14号, 31〕

ここでは、「隣保相扶の精神」がゴットン・ロヨンと定義され、これが「ジャワ古来の」もの、すなわち、伝統であることが示されている。そして、この隣保相扶の精神がゴットン・ロヨンの同義として定位され、これを精神的基盤として隣保組織を導入することが宣言されている。ま

た、ここで示されている「隣保相扶の精神」は、既述のスラバヤにおける防火隣組の導入に際しての説明でも用いられたことばであるだけでなく、ペカロンガン州の「隣組整備要領」にあった「固有ノ隣保共助ノ美風」や、中央参議院の第1部会の答申にあった「相互扶助精神」と通底することばでもあった。つまり、いずれも、「共同体主義的な伝統」を表象することばを精神的基盤として隣保組織が導入されていることがわかる。

また、「隣保組織整備要綱」で「隣保相扶の精神」がゴットン・ロヨンと定義されてからは、これまで用いられていた「相互扶助」や「隣保相扶」などの純粋な日本語に代わって、次第に“gotong rojong”を日本語読みした「ゴットン・ロヨン」または「ゴットン・ロヨン」が多く登場するようになる。

たとえば、「治政秘第1515号」と「隣保組織整備要綱」が発令された7日後の1月8日には、隣組制度設立の趣旨説明に相当する「隣保組織整備の件に関する軍政監部公告」^{注28}（以下、「軍政監部公告」）〔*Kan Po* No. 34, 19〕にその一例をみることができる。この「軍政監部公告」では、隣組制度の導入が「古くからジャワ住民のなかで息づいてきたゴットン・ロヨンの精神」〔*Kan Po* No. 34, 19〕に基礎を置いて実施される旨が明記されている。また、日本語紙のジャワ新聞は、隣組制度の導入を伝える記事のなかでインドネシアにおける原始的な相互扶助として「ゴットン・ロヨン」を紹介している〔『ジャワ新聞』1944/1/12〕。

その後、同年1月11日に開催された全ジャワ州長官会議の席上で、隣組制度の導入が正式に発表され〔倉沢 1992, 243〕、「隣保組織整備要綱」

がインドネシア語に翻訳されて公示されることになる [*Kan Po* No. 35, 13-14]^(注29)。

「隣保組織整備要綱」がインドネシア語に翻訳されて発表されると、上述の『ジャワ新聞』のほかにも、当時ジャワで発行されていた新聞や雑誌が「隣保組織整備要綱」の全文を掲載して、隣組制度の導入を詳細に報じた [*Asia Raya* 1944/1/12; *Tjahaja* 1944/1/12; *Sinar Baru* 1944/1/13; *Soeara Asia* 1944/1/13; 『ジャワ・バル』 1944/2/1]^(注30)。

これらの媒体では、「隣保組織整備要綱」の「目的」第3項にある「ジャワ古来ノ隣保相扶ノ精神(ゴットン・ロヨン)ニ基キ」という表記にしたがって、隣組制度がジャワにおけるゴットン・ロヨンを基礎として導入されたことが強調されている。それらのなかでも、軍政当局による「ゴットン・ロヨンの制度化」の意図がもっとも強く読みとれるのが、「隣保組織整備要綱」の「目的」第3項を敷衍したと思われる『ジャワ・バル』誌^(注31)の以下の記述である^(注32)。

ジャワでも昔から「ゴットン・ロヨン」という美しい慣習があつて、家を建てたり結婚したりその他色々な場合にカンポンの人々が援け合ふということが行われてゐるが、これは正しく隣保相扶の精神である。唯然しこのゴットン・ロヨンは和蘭政府時代の圧迫によって何等組織的なものを與へられず、且又國の行政に役立つといふが如きことは全然なかつたのである。又、都會地ではこの精神は段々無くなつてしまつたのである。今回の隣保組織整備要綱の目的とする所はこの昔ながらのゴットン・ロヨンに新しい力強い組織を與へ、住民協同精神の昂揚を計ると共に行政の下部組織として軍政の浸透、防衛の強化、

民生の安定等に充分活動出来る様な組織たらしめようとするに在るのである(下線は筆者)[『ジャワ・バル』 1944/2/1]

この『ジャワ・バル』誌の記述のうち、とくに下線部分は、軍政当局の「ゴットン・ロヨンの制度化」の意図を如実にあらわしている。そして、上述の記述からは「ゴットン・ロヨンの制度化」にいたる軍政当局の認識が、次の順で構築されていった経緯がみてとれる。すなわち、(1) ジャワには相互扶助を表象するゴットン・ロヨンという慣習がある。(2) しかし、ゴットン・ロヨンはオランダ統治時代には、組織化や制度化がなされていなかった。また、都市においてはゴットン・ロヨンの精神は希薄になっていた。(3) 隣組制度の導入によって「住民協同精神の昂揚」と「軍政の浸透、防衛の強化、民生の安定」という2つの目的が達成できる、というものである。

ここで、重要な点は、軍政当局が隣組制度の導入によって「住民協同精神の昂揚」と「軍政の浸透、防衛の強化、民生の安定」という本来は反対の位相にあると判断できる機能を同時に付与しようとしていることである。したがって、換言すれば軍政当局の「ゴットン・ロヨンの制度化」の意図とは、「伝統」を存立させている了解性と権力性に相当する「住民協同精神の昂揚」と「軍政の浸透、防衛の強化、民生の安定」という互いに相反する機能を同時にもたらず試みといえる。軍政当局によって実際に隣組制度の機能として規定されたものは、郷土防衛、命令伝達、増産供出・配給・消費規正、軍事援護・軍事奉仕、住民間の相互援助であつた [『治官報』第14号, 31; 『ジャワ・バル』 1944/2/1; ジャワ新聞社 1944, 50]。このうち、

～ は「軍政の浸透，防衛の強化，民生の安定」という権力性を， は「住民協同精神の昂揚」という了解性を担う機能と位置づけることができよう。

日本軍政当局が隣組組織に付与した「軍政の浸透，防衛の強化，民生の安定」と「住民協同精神の昂揚」という2つの大きな機能は，「隣保組織整備要綱」発令後も重視されたと判断できる。このことを傍証するのが，1944年11月3日の明治節を祝賀する記念行事の一環として実施された模範的な隣組・字常会に対する顕彰の評価基準である。明治節を約2カ月後前に控えた同年の9月11日に「貢献のあった隣組・字常会の表彰に関する政府発表」^(注33)（以下，「政府発表」）として公示された顕彰対象の隣組・字常会の評価基準は以下の5点であった。

防空，防火，防諜など郷土防衛に大きな貢献のあるもの。

軍政の住民に対する布告，発表，指令を告知する際に，日本軍政の意図を理解させることに大きな貢献のあるもの。

農産物やそのほかの生産物の増産や供出，物品の分配や消費規正，労働力の徴用など可能な限り日本軍政を助け，推進した大きな貢献のあるもの。

住民奉仕の実践的な機能をはたす末端組織として，軍事援護などの義務をはたした大きな貢献のあるもの。

社会の繁栄のために，活発に働き，お互いに助け合うように全住民のなかに住民親和の感情を増大させた大きな貢献のあるもの [*Kan Po* No. 52, 28]

「政府発表」で示された5点の評価基準を一瞥してみると，～ は先述した「軍政の浸透，防衛の強化，民生の安定」としてあげた4点に，また～ は同じく「住民協同精神の昂揚」にほぼ完全に合致していることがわかる。したがって，軍政当局が付与した「軍政の浸透，防衛の強化，民生の安定」と「住民協同精神の昂揚」という機能は，隣組制度の導入時におけるたんなる法令上の規定としてだけではなく，導入後も軍政当局が隣組制度に一貫して求め続けた機能でもあったといえる。

つまり，日本軍政は，隣組制度を「軍政の浸透，防衛の強化，民生の安定」という動員や統制の手段とする権力性だけでなく，そこに「住民協同精神の昂揚」という住民間の互酬性を喚起させ^(注34)，了解性を担保することできわめて精妙に隣組制度の浸透をはかったのである。

上述の『ジャワ・バル』誌の記述にみられる隣組制度の導入による「ゴトン・ロヨンの制度化」にいたる軍政当局の認識は，当時の軍政監部総務部長で，後に軍政監を務めた山本茂一郎の回想のなかにもはっきりと確認できる^(注35)。

蘭印政治のもつ愚民政策に基く制度上の欠陥の一として，中央政府の意図は大抵県長止りであって，それ以下に徹底実行されることには大なる考慮をしておかなかった。即ち大衆がいかにあるかは為政者の大なる関心事ではなかったのである。このことから生ずる欠陥もインドネシア民族社会が古来から持つゴトン・ロヨン（相互扶助）の精神に捕われて大過なきを得た。

然るに日本軍が，直接大衆そのものを^{ママ}対照として軍政を進める方針をとる以上，この欠

陥を除去し、ゴットン・ロヨンの精神を護持拡大して新たな組織を作る必要を感じた。特に戦況の緊迫化に伴う郷土防衛・経済統制等の実践単位として地方行政の下部組織を強化するため隣組制度を創設することにした〔山本 1978, 101〕

『ジャワ・バル』誌の記述と山本のゴットン・ロヨンをめぐる回想からは、オランダ統治時代には中央政府から組織化や制度化のための精神的基盤としてほとんど着目されていなかったゴットン・ロヨンという精神をジャワの「伝統」ととらえ、日本軍政の施策浸透のために制度化や組織化をはかるという共通の視点を見いだすことができる。このようなまなざしのなかで、日本占領期における「伝統の制度化」、すなわち「ゴットン・ロヨンの制度化」は実施されたのである。

2. ゴットン・ロヨンの鼓吹

隣組制度の導入以降、ゴットン・ロヨンは隣組制度の普及や宣伝政策のなかでジャワやインドネシアの「伝統」としてさかんに鼓吹されることになる。そして、隣組制度の普及や宣伝にあたっては、映画、紙芝居、歌などさまざまな宣伝メディアが動員された〔倉沢 1992, 251〕

たとえば、日本映画社が製作した映画「隣組」の内容は、隣組の意義、常会の光景、宮城遷葬や最敬礼などの国民儀礼、防空壕の作り方、椰子の配給などが描かれている〔『ジャワ・バル』1944/5/1〕^{注36)}。日本でも歌われた「隣組の歌」も、日本語だけでなく〔『ジャワ・バル』1945/3/1〕、インドネシア語にも翻訳されて紹介された〔『ジャワ・バル』1944/4/15〕。このうち、インドネシア語の翻訳にあたっては、1番

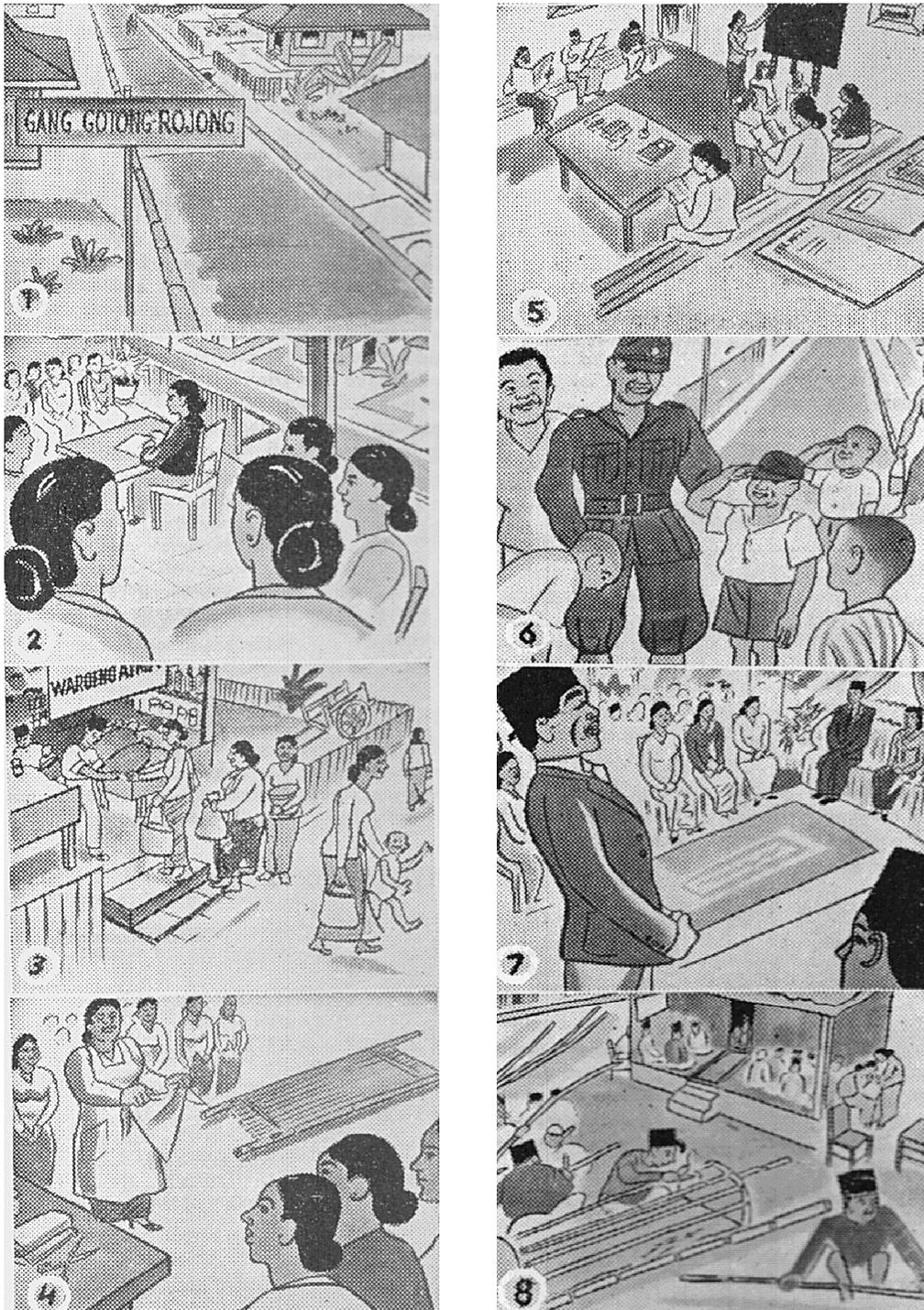
の「格子をあければ顔なじみ」という日本語の歌詞は、「私たちの近隣もゴットン・ロヨンの住民」^{注37)}と意識された〔『ジャワ・バル』1944/4/15〕。さらに、マランでは模範的な隣組の活動を描いた演劇も公開された〔ジャワ新聞社 1944, 236〕

これらの宣伝メディアでは、「隣保組織整備要綱」の発表時と同じように、隣組がジャワの「伝統」であるゴットン・ロヨンを基礎としていることが強調されている。では、日本軍政は、ゴットン・ロヨンを一般の住民たちに具体的にどのように伝えようとしていたのだろうか。ここでは、ジャワ・バル誌に再録されて紹介されたジャワ軍政監部宣伝部製作の紙芝居「隣組」に焦点をあてて考察してみよう。紙芝居「隣組」では、ジャワ・バル誌では「調和は平穩をもたらす」^{注38)}というタイトルが新たに冠され、仮称ゴットン・ロヨン通り (Gang Gotong-Rojong) に住む住民たちの日常生活や冠婚葬祭時の近隣者のあり方などが描かれている。

紙芝居「隣組」では、まず冒頭で、日本占領期以降のインドネシアの住民生活がゴットン・ロヨン精神にもとづくジャワ本来の社会生活に回帰したことが述べられている。そして、このジャワ本来の社会生活に回帰し、ゴットン・ロヨン通りに住む住民たちの隣組生活が描かれるというストーリー展開になっている。

紙芝居「隣組」は図1のように ~ の8枚の絵から構成され、 ~ では隣組導入前後のゴットン・ロヨン通りの住民生活が解説され、 ~ までの7枚ではそれぞれ隣組の活動内容などが平明に描かれている。この紙芝居のなかで重要と思われるのは、 ~ の冒頭で、住民間の利害の

図1 紙芝居「隣組」



(出所) 『ジャワ・バル』1944年3月1日号 32ページより転載

対立から当初は従来のゴトン・ロヨンの精神が省みられなくなったとしている点である。

しかし、では上述のようなゴトン・ロヨンの精神が希薄になった地域社会の姿を冒頭で描いたあとで、ゴトン・ロヨン通りの住民たちが、隣組制度の導入を契機としてはじめてゴトン・ロヨンを基礎とする社会生活を学ぶようになり、その結果、住民たちは自覚してゴトン・ロヨンを実践するようになるという展開になっている。そして、具体的なゴトン・ロヨンの実践の内容が、～で具体的な隣組の活動として説明されるのである。

つまり、この紙芝居では、日本占領期に導入された隣組制度によって、ジャワ古来の「伝統」であるゴトン・ロヨンを基礎とする近隣社会が復活したことが描かれていることがわかる。また、紙芝居の～にみられる住民間の利害の対立を超越して、ジャワの本源的なゴトン・ロヨンという「伝統」を基礎とする社会に回帰するという描写は、軍政当局がみずからの軍政を正当化するために、さかんに教示した内容でもあった。そして、この「伝統」への回帰のために克服すべきものとして、西欧の個人主義や自由主義の撲滅が叫ばれたのである。たとえば、軍政当局の宣撫工作の中心者だった軍政監部宣伝部の清水育は、以下のように述べている^(注39)。

西欧的理論の展開されざる以前のデツサ精神、即ちゴツトンロヨンの精神を正しく導き、発展せしむる事に依つて、インドネシア精神の基本を培養し大東亜精神を把握せしめるのである [清水 1944, 29]

しかし、清水の見解にみられるような個人主

義や自由主義への攻撃は、必ずしも、日本軍政だけが行ったものではなかった。たとえば、高名な民族主義者のデワントロ^(注40)は、1943年1月に開催された第5回旧慣制度調査委員会以下のように述べている。

唯物主義、唯知主義ノ風潮ノ他、西歐式教育制度ハ更ニ個人主義トイフ疾病ヲ発生シ、東印度社会ノ美風デアリ、慎マシク平和ナ生活ノ基礎デアリ家族主義、相互扶助ノ風習ヲ廃ラセルニ至ツタノデアリマス。

個人主義風潮ノ胚胎ハ更ニ西歐民主主義思想ノ彌漫トナリ、當領民族ノ強調ト団結ヲ破壊シタノデアリマス [戸田 1995a, 第5回, 3]

民族教育運動の指導者でもあったデワントロは、まず、西欧の教育制度が醸成した個人主義を疾病と非難し、個人主義がインドネシアの美風、つまり「伝統」である家族主義やゴトン・ロヨンの慣習を廃れさせたと述べている。そして、個人主義の浸透が西欧型の民主主義を^{びまん}瀰漫させたと断じている。

土屋健治が指摘しているように、デワントロはみずからが指導にあたる私立のタマン・シスワ学校が、西欧的教育の欠陥を克服する教育機関であることを主張していた [土屋 1982, 246-247]。したがって、上述の個人主義への論難はインドネシア独自の教育を志向するデワントロにとってはむしろ当然であった。

紙芝居「隣組」にみる一般住民への隣組制度の普及政策の意図は、ジャワ古来の「伝統」であるゴトン・ロヨンを基礎とする近隣社会を復活させることにあった。なぜなら、ゴトン・ロヨンを基礎とする近隣社会こそ、日本軍政が志

向する統制と動員を基礎とする総力戦下の社会体制ときわめて親和性をもつからである。それゆえ、このゴトン・ロヨンを基礎とする近隣社会という理想像を否定するものとして、西欧の個人主義や自由主義が対置されるかたちで排撃されたのである。

軍政当局はデワントロを「教育界の大御所」[『ジャワ・バル』1943/2/15]と位置づけ、民族教育の分野でもっとも高名な指導者と認めていた。したがって、隣組制度の導入によって住民間の利害対立が克服され、住民がジャワの「伝統」であるゴトン・ロヨンを基盤とする社会に回帰するという紙芝居で描写されているストーリーが、けっして軍政当局の独断的で一方的な思想を背景にしているものではないことがわかる。

いうまでもなく、両者が個人主義や自由主義を攻撃した文脈や背景は大きく異なっていた。しかし、南方戦線の兵站基地の維持を最大の目的とするジャワの日本軍政の志向する社会体制に適合的な精神性と、ジャワでもっとも高名な教育運動の指導者の思想とは、個人主義や自由主義への攻撃という点では共鳴さえしていたのである。この点からも、日本軍政当局が鼓吹した「伝統」は、既述のように日本軍政による動員や統制の手段としての権力性だけでなく、住民相互の互酬性を喚起して了解性を担保するという精妙な機制によってささえられていたことがみてとれよう。

山本茂一郎によれば、軍政当局による当初の予想では、隣組制度の浸透には相当の年月を要すると判断していた[山本 1978, 101]。しかし、日本軍政による「ゴトン・ロヨンの制度化」という手練によって、1944年4月末には全ジャワ

の隣組数は約50万に達することになった[Asia Raya 1944/6/20; 倉沢 1992, 245]。これを、当時のジャワの全戸数で換算すると約17戸から18戸で隣組が1つ設置されたことになる。この数字は「隣保組織整備要綱」の「区内ノ全戸ヲ分チ概ネ10戸乃至20戸ノ戸数ヨリ成ル隣組ヲ組織スルコト」[『治官報』第14号, 31]という意図からみても隣組制度は確実に当時のジャワ社会に浸透していったとみることができる。また、字常会の数も約6万5000を数え、区(デサ)の数で換算すると、各区(デサ)^{注41)}内には3から5の字常会がつくられたことになり、ひとつの部落にひとつの字常会を設置するとした目標もほぼ達成したと判断できる^(注42)。

こうして、「ゴトン・ロヨンの制度化」を具現化した隣組制度は、導入からわずか1年半あまりでジャワの社会に深く浸透した制度となっていたのである^(注43)。

結 語

本論では、日本占領期のジャワにおける「伝統の制度化」、すなわち「ゴトン・ロヨンの制度化」を、隣組組織の導入に焦点をあてて論じてきた。

共同体における相互扶助を表象するゴトン・ロヨンという「伝統」は、人びとが抗うことをためらう価値了解的な側面をもっている。このため、ゴトン・ロヨンは人びとに共同体への関与を自発的に求める力をうみだす。これは、第節で述べたように、ゴトン・ロヨンという「伝統」の主題やストーリーが、書き手の志向する権力性だけでなく、受け手の了解性をも確保するからである。ゆえに、ゴトン・ロヨンと

いう「伝統」は、国家や権力に適合的な権力性を強く刻印しながらも、人びとの地域社会という共同体への自己投入の形態をとった道徳的な了解性と並置されることによって、その権力性は不可視化される。このゴトン・ロヨンという「伝統」の精妙な機制は、日本の占領統治下のジャワにおける隣組制度の導入によって十全にはたらいたとはいえる。

小座野は「隣組組織は、その単位である字が、古い自然村の残骸として村落内に残っていた集落と一致する場合が多かった。これは、換言すれば、旧自然村に法的位置づけを与えたものということができ、オランダ統治期には全く例をみないものであった」[小座野 1997a, 15]と述べている。この小座野の指摘は、隣組制度が日本軍政の施策のなかでもっともジャワの社会に浸透した理由を考察するうえではとくに示唆に富む。この小座野の指摘を本論に引き寄せていえば、日本軍政による隣組制度の導入は、「古い自然村の残骸としての村落内集落」という自治性と共同性の場に法的な位置づけを与え、これを「伝統」の問いかけによって再編するところみであったとみることができる。そして、この村落内集落の再編は、占領統治の総動員体制下の社会状況のなかで、日本軍政によるゴトン・ロヨンという「伝統」の制度化によってジャワで一律に実施された^(注44)。この意味で、たしかに、ジャワにおける隣組制度は、ベンダが評しているように「インドネシアの村落社会に浸透し、戦争遂行のために農民たちを動員したもっとも野心的なところみ」[Benda 1958, 154]であった。

本論でみてきた日本占領期ジャワにおける「ゴトン・ロヨンの制度化」という歴史的営為は、スカルノ時代には住民組織 RT/RK (Rukun

Tetangga/Rukun Kampung) の整備 [小林 2004a] として、そして、スハルト新秩序体制においては同じく住民組織 RT/RW (Rukun Tetangga/Rukun Warga) の導入 [小林 2004b; 2006b] としてくりかえされることになる。

したがって、ホブズボウムのいう「共同体主義的な伝統」の制度化のひとつのかたちは、インドネシア現代史の画期において、住民組織の導入や整備によってなされてきたといえる。そのなかでも、本論でとりあげた日本占領期のジャワにおける隣組制度の導入は、インドネシア現代史におけるゴトン・ロヨンという「共同体主義的な伝統」の制度化の嚆矢として定位することができよう。

今後の課題のひとつとしてあげられるのは、インドネシアのナショナリストたちが、日本占領期にさかんに鼓吹されたゴトン・ロヨンという「伝統」を、どのように解釈し再発見していったのかという問題である。とくに、スカルノが著名な演説「パンチャシラの誕生」のなかで5原則を縮約するものとして提示したゴトン・ロヨンの概念化に、日本軍政によるゴトン・ロヨン言説の鼓吹、または、本論でいう「ゴトン・ロヨンの制度化」がいかなる影響を与えたのかという問いへの応答は、きわめて重要なものとなる。

土屋は、スカルノがゴトン・ロヨンの概念化を完成させる最終的な歴史的契機を、日本軍政によってはじめて大量に組織化され軍事訓練を施されていくマルハエンたちとスカルノとの日常的な接触にみている「土屋 1971, 579」。別論では、この土屋の洞察を導きの糸として、上述の課題への接近をこころみてみたい。

(注1) ホブズボウムは「創りだされた伝統」を「ひとつには、実際に創り出され、構築され、形式的に制度化された『伝統』であり、さらには、容易には辿ることはできないが、日付を特定できるほど短期間 おそらく数年間 に生まれ、急速に確立された『伝統』」[Hobsbawm 1983 (1992), 10]と定義している。本論では「伝統」を、後者の「容易には辿ることはできないが、日付を特定できるほど短期間 おそらく数年間 に生まれ、急速に確立された『伝統』」の意味で用いる。

(注2) 筆者は、ジャワで隣組制度が導入される以前の『創られた伝統』の萌芽と制度化のかたちについても考察している[小林 2006a]。なお、ジャワの隣組制度を論じるうえでは、事実上の上部組織であったジャワ奉公会との関係が検討されなければならない。両者の関係については、別論を期したい。

(注3) 関本は現代インドネシアにおけるゴトン・ロヨンを「長期的な互酬性を予期して自発的に行われるあらゆる金品・労働の供与」[関本 1990, 173]と定義している。

(注4) クリップとケーヒンは、日本占領期に軍政当局がゴトン・ロヨンを鼓吹した史実を指摘している[Cribb and Kahin 2004, 162-163]が、詳細な言及はない。

(注5) これらの研究のなかでは、ジャワの隣組・字常会の全体的な機能については倉沢がもっとも包括的な研究を残している[倉沢 1992, 242-253]。また、倉沢ほど包括的ではないが、おもにジャワの村落内行政や村落首長と隣組組織との関係に焦点をあてた小座野八光の一連の研究[小座野 1997a; 1997b; 2001]や、東部ジャワの都市スラバヤの隣組と既存の青年互助組織シノマン(sinoman)との関係性を指摘したフレデリックの研究[Frederick 1989, 115]も示唆に富む。

(注6) 本論のうち、日本の軍政当局のゴトン・ロヨンについての認識の全体的状況については、椋沢の研究[椋沢 2004, 6-9]に示唆を受けている。本論は椋沢の研究をさらに深化させたものと位置づけたい。

(注7) 鹿島徹は伝統を“trado”(手渡す・委託する)という語源に遡って伝承作用(Uberlieferung)として動詞的に理解する必要性を論じている[鹿島

2003, 19]。

(注8) 関本は、現代のジャワ社会におけるゴトン・ロヨンが、個人の発意ではなく他人からの協力を前提にした互酬の関係によって成り立っていることを報告している[染谷 1993, 342, 344]。

(注9) 椋沢は、ジャワ語・オランダ辞典(1901年発行)、マレー語英語辞典(1903年発行)、マレー語英語辞典(1932年発行)、ジャワ語オランダ語辞典(1938年発行)、ジャワ語辞典(1939年発行)に収録されたものを比較検討している[椋沢 2004, 6]。

(注10) オコンナーは、この事例としてゴトン・ロヨンをあげている[O'Connor 1983, 86]。

(注11) 南方軍政の首脳は、各軍の軍司令官、軍政部長(軍政監)、軍政部総務部長(軍政監部総務部長)からなる。軍司令官は最高責任者であり、これを軍政部総務部長(軍政監部総務部長)が補佐した。職位上は、軍政部長(軍政監)が軍司令官の最高補佐者であるが、軍政業務全般にわたる実務は軍政部総務部長(軍政監部総務部長)が担い、みずからは大綱を把握し作戦や後方業務との調整を行っていた[岩武 1989, 250]。

(注12) 1920(大正9)年に東京外国語学校マライ語科卒業。以降、1946年まで外務省に勤務。その間、オランダ在勤4年6カ月を除き大部分をインドネシア(スラバヤ領事館とバタビア総領事館)にて勤務する。1942年に領事として軍政部(のちに軍政監部と改称)に勤務。1946年に復員後、総領事として退官。

(注13) 軍政監部の本部が置かれたジャカルタ特別市には、軍政監が任命する特別市長(Tokubetu Sityoo)と何人かの助役(Zyoyaku)によって市政が行われた。また、機密事項や文書の統括を担当する市長官房(Sityookanbo)と庶務局・経済局・教育局・厚生局・公務局の5つの部局が置かれ、行政区としては7つの市区(Siku)からなっていた。この市区には、市区役所(Sikuyakusyo)が置かれ、その下部には区があった。市区長は、様々な指令や伝達を市区内の区長に行った(The 1958, 102)。そして、これらの行政機構のほかに、警察署(Keisatusyo)や地方検察局(Tihookensatukyoku)も設置された[The 1958, 103]。

(注14) 1943年11月10日には、ジャカルタ州とボジ

ヨネゴロ州の長官にインドネシア人が登用されている
[『朝日新聞』1943/11/11]

(注15) 1943年11月10日に、ジャカルタ州長官として
スタルジョ (Soetardjo) が任命されている [『ジャ
ワ・バル』1943/12/1]

(注16) 田村三郎が日本語に翻訳したものは3万
4000人となっている [田村訳 1970, 32]

(注17) たとえば、ジャカルタ特別市では防衛の強
化と軍政施策の浸透徹底のために、1943年12月1日に
これまでの3市区が7市区に改められ、これと呼応す
るかたちで隣組と字常会の導入が期されている [ジャ
ワ新聞社 1944, 183]

(注18) バンドゥンは当時の行政区画ではブリアン
ガン州に入っていた。

(注19) バンドンの隣組については、1943年3月9
日の結成から時を隔てず開催された第11回旧慣制度調
査委員会 (1943年3月25日開催) でもハッタが以下の
ように発言している。「先ブ (ママ)、各村各區ニ亘リ
マシテ家族主義的フ (ママ) 家庭ト家庭ノ連繫ヲ (隣
組) 作りマス。三十軒乃至四十軒ノ家庭ヲ一單位トシ
テ友愛的ニ結び付ケ、一人ノ組長ヲ選出シマス、コ
ノ四十軒ノ家庭ヲ教育シテ貧シイ、困ッテ居ル家族ニ
八、相互ニ扶ケ合ッテ援助ヲ與ヘル様ニシマス。假リ
ニ四百人ノ住民ナル區ガアルトシマス、十人ノ組長
ガ存在スル訳デアリマス、バンドン縣ノバイトルマル
デハ、コノ組長ノ事ヲロツイストヨビマス。御飯ヲ炊
ク事ノ出来ル家庭カラハ毎日、スプーンパイニ食物
ヲ、貧シイ人、不自由ナ人ノタメニ施シテ貰フノデア
リマス。是ヲブレレツク米或イハ、ジウムブツトン米
ト申シマス。コノブレレツク米ヲ毎日、組長 (ロツイ
ス) ニ集メテ貰ヒ、各區又は各村毎ニ集メルノデア
リマス」(下線は筆者) [戸田 1995b (第11回), 26]
このハッタの発言からも、「相互ニ扶ケ合ッテ援助ヲ
與エル」というゴトン・ロヨンを意味すると思われる
表現が確認できる。

(注20) 都市における近隣社会の人間関係が日本占
領期にすでに希薄であったことは、第4回旧慣制度調
査委員会のハッタ [戸田 1995a (第4回), 6] とスボ
モ [戸田 1995a (第4回), 16-17] の発言からもうか
がえる。また、『パンジー・ブスタカ』誌にも、都市

では個人主義が浸透しているために近隣社会の人間関
係は希薄であり、組織や規則の導入によってのみゴト
ン・ロヨンが復活するという趣旨の論説記事が掲載さ
れている [Pandji Poestaka 1944/6/1]

(注21) 同年同日にはクドゥ州で隣組が発足した
[『ジャワ新聞』1943/11/21] また、同年12月4日に
はマラン州でも隣保組織の結成がすでにみられた [『ジ
ャワ新聞』1943/12/5]

(注22) ベカロンガン州では1943年12月に隣組制度
をすでに導入していたことから、早くも1944年2月ま
では全地区で字常会5092、隣組2万9919の結成を完
了した [ジャワ新聞社 1944, 194]

(注23) ジャワで一律に隣組制度を導入した「隣保
組織整備要綱」の第5条「類似組織トノ関係」(1) に
は、「既に隣保組織設置を見たる場合と雖も其の区域
構成等不適當なるときは所定の方針に従ひ再編成を為
すこと」という文言がある。これは、ジャワで一律に
隣組制度を導入する以前に上述のように隣組が試験的
に、あるいは一部の地方では正式に設置されていたこ
とを改めて示すものといえる。

(注24) 中央参議院の議員数は、最高指揮官の任命
23名、州参議会または特別市参議会からの選出18名、
ジョグジャ侯とソロ侯から推薦2名の合計43名であ
った [『治官報』第10号, 9]

(注25) 「部落共済会の如き団体」とは *Kan Po* では
“perkoempoelan- perkoempoelan seroepa roekoen
kampong, roekoen desa dan sebagainya” と訳出され
ている [*Kan Po* No.30, 9]

(注26) 第 部会の答申にある「相互扶助精神」と
いう表現は *Kan Po* では “semangat tolong-menolong”
と訳出されている [*Kan Po* No. 30, 9] つまり、第
部会は隣保組織の導入を答申するにあたっては、
“gotong royong” というこばを用いていない。

一方、「防衛援護強化組織設立」の答申を行な
った第 部会では、その運営のための資金を隣組やデサ
による基金や、貧困者を除く全民衆の「相互扶助」に
よって徴収されるとした [ジャワ新聞社 1944, 32]
そして、「相互扶助」はここでは“gotong-rojong”が用
いられている [*Kan Po* No. 30, 8]

(注27) 「隣保組織整備要綱」全9条の内容を要約し

たものが「隣組制度組織要領」(傍点は筆者)として『ジャワ年鑑』の50ページで紹介されている[ジャワ新聞社 1944, 50]

(注28) インドネシア語原文は“ Poengoemoeman Gunseikanbu Tentang Hal Menjempoernakan Soesoenan Roekoen Tetangga ”である。

(注29) インドネシア語原文は“ Azas-azas oeontoeik Menjempoernakan Soesoenan Roekoen Tetangga ”である。

(注30) ジャワにおける隣組制度の導入は、当時の日本でも報じられている。たとえば、『朝日新聞』は「ジャワ戡定2周年 防衛体制、逞しく成長・隣組制度で軍政も浸透」と題する以下の記事を掲載している。「軍政対策の遂行を期するために軍政当局では特に隣組制度をとり末端行政機構として軍政の浸透、透徹をはかるとともに地方民の側でもこれと協力し強力な実践運動を展開している」[『朝日新聞』1944/3/7]

(注31) 『ジャワ・パル』誌は『ジャワ年鑑』を出版したジャワ新聞社から発行されたグラビア誌である。倉沢の解題によれば、同誌の特徴は日本占領期に発行された雑誌のなかで唯一、日本語とインドネシア語が併記されていることと、扱っている記事の幅広さと大衆性にある[倉沢 1992, 12]

(注32) 梶沢も同じ引用部分を軍政当局が用いたゴトン・ロヨンの概念の一例として提示している[梶沢 2004, 7]

(注33) インドネシア語原文は“ Berita Pemerintah tentang Menghargai Tonarigumi dan Azazyookai jang Berdjasa ”である。

(注34) 文学者のタクディル・アリシャバナは、日本占領期を舞台にした思想小説『敗北と勝利』(Kalah dan Menang, 邦訳は『戦争と愛』)のなかで、隣組制度の導入によって住民のあいだに互酬性が喚起される側面を以下のように描いている。「隣組の組織にも、よいところがあるのでないでしょうか。このシンダンラヤ通りに住む私たちが、より密に一体となって協力し、お互いに責任を担うことになります。考えてみてください。現在の不確かな情勢や、戦争の危機がこの地域にふたたび迫ってきています。シンダンラヤ通りに住む家族たちを連帯させるひとつの組織があれば、

多くの効果があると思います。現在は、協力するところかお互いの顔さえ知りません」[Alisjahbana 1978, 213]

(注35) 山本のほかに、ジャワ軍政監部政務班長の斉藤鎮男も、隣組制度はジャワ古来の隣保扶助のゴトン・ロヨン制度にもとづいて結成された[斉藤 1977, 135]と回想している。

(注36) 日本映画社はこのほかにも1944年に映画「隣組トンガン」(Tonari Gumi, Tongan)を製作している[山形国際ドキュメンタリー映画祭実行委員会 1997, 123]

(注37) インドネシア語原文は“ Tetangga kami djoege warga gotong rojong ”である。

(注38) インドネシア語原文は“ Roekoen Mendjadjikan Sentosa ”である。

(注39) 「伝統」への回帰について、山本茂一郎は以下のように述べている。「共栄圏の思想を真に理解するには、所謂西欧的な権利義務の思想を排除し、東洋的人物の思考に入らなければならぬ。しかも現在の状況は、この点について深い認識がまだ不十分で、極めて浅薄なる物の考え方をして居る。その意味において私は現地住民諸君に「インドネシア本然の姿に還れ」といふことを言っている。私の言ふ「インドネシア本然の姿に還れ」とは、インドネシアがオランダの圧制を受ける前の姿に還れといふ意味には違ひないが、決して復古主義を唱えているのではない。私の言はんとする所は、東洋的な人物の物の考へ方、この本然の姿に還れといふことであって、今から400年前の昔への復古を言うているのではなく、物の考へ方を要求しているのである。喪はれた東洋人として、ジャワの伝統及び東洋人の血を再発見すべきことを望むのである」(下線は筆者)[山本 1978, 8-9]

(注40) デワントロは、スカルノ、ハッタ、マンスールらとともに日本占領期に四つ葉のクローバー[四身一体]とよばれ、日本軍政に協力した民族指導者のなかでも中核の地位を占めていた。このことは、デワントロが、軍政当局から旧慣制度調査委員会委員、中央参議院副議長、ジャワ奉公会総務に任命されていたことからわかる。

(注41) 倉沢によれば、各デサ(区)には通常3か

ら6の部落(ドゥクー)があった[倉沢 1992, 246]

(注42) オランダ人をはじめとする外国人の収容所でも、隣組・字常会が設置されていたことがうかがえる[Dyke 1996, 16]

(注43) 陸軍第16軍が統括していたジャワ以外でも隣組制度の導入が検討されていた経緯がみとめられる。たとえば陸軍第25軍が統括したスマトラのアチェでは、日本敗戦まじかの1945年8月1日から、「アチェ州告示第12号」によって全州での隣組制度の導入が期されていた[*Atjeh Shimbun* 1945/7/12]。時期については不明だが、アチェでは、「アチェ州告示第12号」がだされる以前にも、都市部などですでに隣組制度が導入されていたことがうかがえる[*Atjeh Shimbun* 1945/7/12]。また、ジャワと同じように、アチェでもゴットン・ロヨンがたびたび鼓吹されていた[*Atjeh Shimbun* 1944/6/7; 1944/8/5; 1944/10/19; 1945/4/19]

(注44) 日本占領期に高島屋飯田の社員としてジャワに駐在していた三枝久徳は、倉沢愛子に対して以下のように証言している。

「倉沢 もしご記憶があったらお答え願いたいんですが、隣組制度についてどうでしょう。

三枝 ゴットン・ロヨンですね。クディリの町では、やっていたようですね。[中略]

倉沢 「隣組」という言葉を使わずに、インドネシア語で「ゴットン・ロヨン」という呼び名を使っていたのですか。

三枝 そういうことを聞いていました。日本の隣組と同じだなとは思いました。[倉沢 1980, 125-126]

隣組制度とゴットン・ロヨンを同一視する上記の三枝の証言は、日本軍政当局が隣組制度の導入や推進にあたってゴットン・ロヨンをさかんに鼓吹していた史実を如実に物語っている。

文献リスト

<日本語文献>

石川栄吉 1970. 『原始共同体 民族学的研究』日本評論社.

今村均 1971. 『私記・一軍人六十年の哀歓』芙蓉書房.

岩武照彦 1981. 『南方軍政下の経済施策 マライ・スマトラ・ジャワの記録 上巻』(非売品)

1989. 『南方軍政論集』巖南堂書店.

鹿島徹 2003. 「物語り論的歴史的理解の可能性のために」『思想』954号 岩波書店 6-36.

梧沢英雄 2004. 「『ゴットン・ロヨン』概念の誕生と変容 植民地末期からスカルノ期まで」『アジア経済』45(2)2-29.

倉沢愛子 1980. 「三枝久徳への聴き取り」東京大学教養学部国際関係論研究室編『特定研究「文化摩擦」C. 日本の南方関与 インタビュー記録第 部 インドネシアにおける日系企業の活動』114-128.

1992. 『日本占領下のジャワ農村の変容』草思社.

1995. 「解題」ジャワ軍政監部総務部資料調査室

編『農村実態調査』(1995. [複製版], 倉沢愛子編・解題『南方軍政関係史料17 農村実態調査』[ボゴール州・ジョグジャ州・マラン州] 龍溪書舎).

小座野八光 1997a. 「日本占領下ジャワの村落行政」倉沢愛子編『東南アジア史のなかの日本占領』早稲田大学出版部 3-30.

1997b. 「日本占領下のジャワ村落首長」『東南アジア 歴史と文化』26号 37-58.

2001. 「20世紀中葉のジャワ村落社会構造の変容についての一考察 中部ジャワ北海岸チヨマル地方の事例より」『上智アジア学』19号 59-86.

後藤乾一 1989. 『日本占領期インドネシア研究』龍溪書舎.

小林和夫 2004a. 「ゴットン・ロヨンが制度化されるとき ジャカルタにおけるRT/RKの整備過程(1954~55年)」『東南アジア 歴史と文化』33号 26-58.

2004b. 「インドネシアにおける『伝統』の実践とポリティクス 新秩序体制下におけるゴットン・ロヨン(相互扶助)と都市住民組織RT/RWの夜警をめぐって」『社会学評論』55(2)98-114.

2006a. 「インドネシアにおける『創られた伝統』の萌芽と制度化の端緒 日本占領期ジャワにおけるゴットン・ロヨン(相互扶助)をめぐって」『東南アジア研究』44(1)55-77.

2006b(近刊). 「インドネシアにおけるRT/RW

- 制度の嚆矢 ジャカルタにおける1966年のRT/RW法制化』『東南アジア 歴史と文化』35号。
- 斉藤鎮男 1977. 『私の軍政記 インドネシア独立前後』日本インドネシア協会。
- 清水斉 1944. 「三亜運動から独立容認迄」『新ジャワ』第1巻第2号(1944年11月号)25-29。
- ジャワ軍政監部 1944. 『軍政下ジャワ産業綜観 第1巻』(=1990[復刻版], 倉沢愛子解題『軍政下ジャワ産業綜観 第1巻』龍溪書舎)。
- ジャワ新聞社 1944. 『ジャワ年鑑(昭和19年)紀元二千六百四年』(=1973[復刻版], 『ジャワ年鑑(昭和19年)紀元二千六百四年』ピブリオ)。
- 鈴木恒之 1977. 「インドネシア 風土と民族」和 田久徳・森弘之・鈴木恒之『世界現代史5 東南アジア現代史 総説・インドネシア』山川出版社 47-60。
- 関本照夫 1990. 「ゴトン・ロヨン」石井米雄監修 土屋 健治・加藤剛・深見純生編『東南アジアを知るシリーズ インドネシアの事典』同朋舎 173。
- 染谷臣道 1993. 『アルースとカサル 現代ジャワ文明の構造と動態』第一書房。
- 寺内清彦 1944. 「農村実態調査報告(マラン州マラン県、シンゴサリー郡カラプロソー村タシマドウ区)」ジャワ軍政監部総務部資料調査室編(1995[復刻版], 倉沢愛子編・解題『南方軍政関係史料17 農村実態調査(ボゴール州・ジョグジャ州・マラン州)』龍溪書舎)。
- 戸田金一(復刻) 1995a. 『日本軍政下インドネシア[旧慣制度調査委員会議事録]第1分冊』。(復刻) 1995b. 『日本軍政下インドネシア[旧慣制度調査委員会議事録]第2分冊』。
- 土屋健治 1971. 「スカルノの研究 パンチャ・シラ成立の過程」『東南アジア研究』8(4)566-579。
1982. 『東南アジア研究叢書 17 インドネシア民族主義研究』創文社。
- 西嶋重忠・岸幸一 1959. 『インドネシアにおける日本軍政の研究』早稲田大学大隈記念社会科学研究所編 紀伊國屋書店。
- 防衛庁防衛研究所戦史部 1985. 『史料集南方の軍政』朝雲新聞社。
- 満鉄東亜経済調査局 1937. 『南洋叢書第1巻 蘭領東印度』慶應書房。
- 三好俊吉郎 1965. 「ジャワ占領軍政回顧録 連載第8回」『国際問題』70号 68-71。
- 山形国際ドキュメンタリー映画祭実行委員会 1997. 『山形国際ドキュメンタリー映画祭 97』
- 山本茂一郎 1978. 『回想録 激動の人生八十年』自費出版(山本光子編)。
- <外国語文献>
- Alisjahbana, S. Takdir. 1978. *Kalah dan Menang*[敗北と勝利]. Jakarta: Dian Rakyat(邦訳は後藤乾一監訳『戦争と愛』勁草書房1983年)。
- Anderson, Benedict R.O'G. 1961. *Some Aspects of Indonesian Politics under the Japanese Occupation: 1944-1945*. Ithaca: Cornell University.
1966. "Japan: The Light of Asia." In *Southeast Asia in World War II: Four Essays* ed. Josef Silverstein, New Haven: Southeast Asia Studies, Yale University, 13-50.
1972. *Java in a Time of Revolution: Occupation and Resistance, 1944-1946*. Ithaca and London: Cornell University Press.
- Benda, Harry 1958. *The Crescent and the Rising Sun: Indonesian Islam under the Japanese Occupation 1942-1945*. The Hague and Bandung: W. Van Hoeve.
1965. "Decolonization in Indonesia: The Problem of Continuity and Change." *American Historical Review*. 70(4) 1058-1073.
1966. "Modern Indonesia under the Historian's Looking Glass." In *Japan's Future in Southeast Asia*. Symposium Series No.2. ed. Inoki Masamichi, 45-55. Kyoto: Center for Southeast Asia, Kyoto University.
- Bowen, John 1986. "On the Political Construction of Tradition: Gotong Royong in Indonesia." *The Journal of Asian Studies* 45(3) 545-561.
- Cribb, Robert 1991. *Gangsters and Revolutionaries:*

- The Jakarta People's Militia and the Indonesian Revolution 1945-1949*. Honolulu: University of Hawaii Press.
- Cribb, Robert and Audrey Kahin. 2004. "Rukun Tetangga." In *Historical Dictionary of Indonesia*. Second Edition. ed. Robert Cribb and Audrey Kahin. Lanham: The Scarecrow Press.
- Dahm, Bernhard 1969. *Sukarno and the Struggle for Indonesian Independence*. Ithaca and London: Cornell University Press.
- Durkheim, Emile 1924. *Sociologie et Philosophie*. Paris: Félix Alcan (邦訳は佐々木交賢訳『社会学と哲学』恒星社厚生閣 1985年).
- Dyke, Andrew A. van 1996. "Overview of the Imprisonment Experience." In *The Defining Years of the Dutch East Indies, 1942-1949*. ed. Jan A. Krancher, 11-24. Jefferson: McFarland and Company.
- Frederick, William 1989. *Visions and Heat: The Making of the Indonesian Revolution*. Athens: Ohio University Press.
- Friend, Theodore 1988. *The Blue-Eyed Enemy: Japan against the West in Java and Luzon, 1942-1945*. Princeton: Princeton University Press.
- Gandasubrata, S.M. 1953. *An Account of the Japanese Occupation of Banjumas Residency, Java, March 1942 to August 1945*. Translated from the Indoensian by Leslie H. Palmier. Ithaca: Southeast Asian Program, Department of Far Eastern Studies, Cornell University (邦訳は田村三郎訳『日本軍占領時代とその前後』出版社記載なし 1970年).
- Giddens, Anthony 1994. "Living in a Post-Traditional Society." In *Reflexive Modernization: Politics, Tradition and Aesthetics in the Modern Social Order*. ed. Ulrich Beck, Anthony Giddens and Scott Lash, 56-109. London: Polity Press (邦訳は松尾精文・小幡正敏・叶堂隆三訳「ポスト伝統社会に生きること」『再帰的近代化 近現代における政治, 伝統, 美的原理』而立書房 1997年 105-204).
1999. *Runaway World: How Globalization is Reshaping Our Lives*. London: Profile Books (邦訳は佐和隆光訳『暴走する世界 グローバリゼーションは何をどう変えるのか』ダイヤモンド社 2001年).
- Grader, CH. J. 1952. *Rural Organization and Village Revival in Indonesia*. Ithaca: Southeast Asian Program, Department of Far Eastern Studies, Cornell University.
- Herring, Bob 2002. *Soekarno: Founding Father of Indonesia 1901-1945*. Leiden: KITLV Press.
- Hobsbawm, Eric. 1983. "Introduction: Inventing Traditions." In *The Invention of Tradition*. eds. Eric Hobsbawm and Terrence Ranger, 1-14. Cambridge: Cambridge University Press.
- Hobsbawm, Eric and Terrence Ranger 1983. *The Invention of Tradition*. Cambridge, U.K.: Cambridge University Press (邦訳は前川啓治・梶原景昭ほか訳『創られた伝統』紀伊國屋書店 1992年).
- Kanahele, George S. 1967. *The Japanese Occupation of Indonesia: Prelude to Independence*. Ph.D. dissertation, Cornell University (邦訳は後藤乾一・近藤正臣・白石愛子訳『日本軍政とインドネシア独立』鳳出版 1977年).
- Karamoy, Amir, Gillan Dias and Attashendartini Habsjah 1983. *Community Based Delivery of Social Services in Indonesia: Case Study in Kampung Kebong Kosong*. Jakarta: International Development Research Centre in Cooperation with The Institute for Social and Economic Research, Education and Information.
- Kartohadikoesoemo, Soetardjo [1953]1984. *Desa [デサ]*. Jakarta: Balai Pustaka.
- Koentjaraningrat 1961. *Some Social-Anthropological Observations on Gotong Rojong Practices in Two Villages of Central Java*. Monograph Series, Modern Indonesia Project. Ithaca and New York: Cornell University.
1974. *Kebudayaan Mentalitas dan Pembangunan [精神性の文化と開発]*. Jakarta: Gramedia Pustaka Utama.
- Malaka, Tan [n.d.]2000. *Dari Penjara ke Penjara*, Bagian

- Jakarta: TEPLUK Press (邦訳は押川典昭訳『牢獄から牢獄へ タン・マラカ自伝』鹿峇社 1981年).
- Mintz, Jeanne S. 1965. *Mohammed, Marx and Marhaen: The Roots of Indonesian Socialism*, London and Dunmow: Pall Mall Press.
- O'Connor, Richard A. 1983. *A Theory of Indigenous Southeast Asian Urbanism*. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.
- Reid, Anthony 1974. *The Indonesian National Revolution 1945-50*. Hawthorn: Longman.
- Sato, Shigeru 1994. *War, Nationalism and Peasants: Java under the Japanese Occupation 1942-1945*. New York: M.E. Sharpe.
- Soekarno [1961] 2001. "Persahabatan, Perdamaian, dan Keadilan Sosial di antara Bangsa-Bangsa: Pidato Presiden Soekarno pada Koperensi Negara-Negara Nonblok I di Beograd, tanggal 1 September 1961" [民族間における友好・平和・社会正義 1961年9月1日ベオグラードにおける第1回非同盟諸国会議でのスカルノ大統領演説]. In *Bung Karno dan Tata Dunia Baru: Kenangan 100 Tahun Bung Karno* [スカルノと新世界秩序 スカルノ生誕100周年記念]. ed. Iman Toko K. Rahardjo and Herdianto WK, 248-271. Jakarta: Grasindo.
- Sutter, John O. 1959. *Indonesianisasi: Politics in a Changing Economy, 1940-1955, Volume 1: The Indonesian Economy at the Close of the Dutch Period and under the Japanese*. New York: Southeast Asia Program, Department of Far Eastern Studies, Cornell University.
- The, Liang Gie 1958. *Sedjarah Pemerintahan Kota Djakarta* [ジャカルタ市政府の歴史]. Djakarta.
- Weatherbee, Donald E. 1966. *Ideology in Indonesia: Sukarno's Indonesian Revolution*. Monograph Series No.8. New Haven: Southeast Asia Studies, Yale University.
- <新聞>
(日本語)
『朝日新聞』
『ジャワ新聞』

(インドネシア語)
Asia Raya
Atjeh Shimbun
Sinar Baru
Soeara Asia
Tjahaja
- <雑誌>
(日本語・インドネシア語)
『ジャワ・バル』1943-45。(復刻版1992) 倉沢愛子解題 龍溪書舎。

(日本語)
『新ジャワ』1944-45。(復刻版1990) 倉沢愛子解題 龍溪書舎。

(インドネシア語)
Pandji Poestaka
- <法令集>
『治官報』・*Kan Po* 1942-45。(復刻版1989) 倉沢愛子編解題。東京 龍溪書舎。

(日本大学文理学部非常勤講師, 2005年11月28日受付, 2006年7月24日レフェリーの審査を経て掲載決定)